

日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第64号

日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部を改正する条例

日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例（昭和35年千葉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表高等学校の項中「1,380円」を「1,830円」に改め、同表特別支援学校（高等部）の項中「920円」を「1,075円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第1条第1項の表の規定は、令和2年度分の共済掛金から適用し、令和元年度分までの共済掛金については、なお従前の例による。